

不利益処分についての不服申立てに関する規則

昭和61年12月12日
公平委規則第3号

改正 平成17年7月1日公平委規則第2号

(趣旨)

第1条 この規則は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第8条第8項及び第51条の規定に基づき、職員の懲戒その他その意に反する不利益な処分（以下「処分」という。）についての審査請求又は異議申立て（以下「不服申立て」という。）の手續及び審査の結果執るべき措置について必要な事項を定めるものとする。

(準用)

第2条 前条の規定に基づく不利益処分についての不服申立てに関しては、小松市不利益処分についての不服申立てに関する規則（昭和42年小松市公平委規則第2号）を準用する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成17年公平委規則第2号）

この規則は、公布の日から施行する。